

利 用 同 意 書

みよし市長 様

申請者 氏 名

住 所

探索対象者氏名

みよし市認知症高齢者等家族支援サービス事業の利用に当たって、下記の事項を遵守します。

記

- 1 貸与された端末機及び附属品（以下「端末機等」という。）を適切に保管及び管理し、常に正常に作動できる状態で探索対象者に携帯させるとともに、この事業の目的以外で使用しないこと。
- 2 貸与を受けた端末機等を譲渡又は他に貸与しないこと。
- 3 探索対象者の位置情報が取得可能な範囲であっても、利用者が電波を受信しにくいところにいる場合は、位置の確認に時間を要すること又は探索できないことがあることを承諾すること。
- 4 保護された者を指定された場所まで迎えに行くこと。
- 5 みよし市が負担する費用以外の費用（標準充電器代、基本使用料、検索に係る費用、現場急行料金、バッテリー交換の費用等）については遅滞なく支払うこと。
- 6 貸与された端末機等を、故意又は過失により破損又は紛失したときは、速やかにみよし市に報告し、みよし市に一切の迷惑をかけないこと。
- 7 本事業の利用に当たり、関係機関に対して事業を実施する上で必要な利用者等の情報を提供すること及び関係機関から照会があることを承諾すること。
- 8 本事業の利用を必要としなくなったときは、速やかに、みよし市に申し出るとともに端末機等を返却すること。